

様々な社会資源 - 施設について -

医療法人社団ハートクリニック
医療相談部 堤 こそえ

本日のお話

はじめに

生活・住まいに関する施設

就労に関する施設

自立支援法による施設利用

おわりに



はじめに

施設利用の目的

働きたい

居場所がほしい

自立したい など

施設の現状



生活・住まいに関する施設

例えば

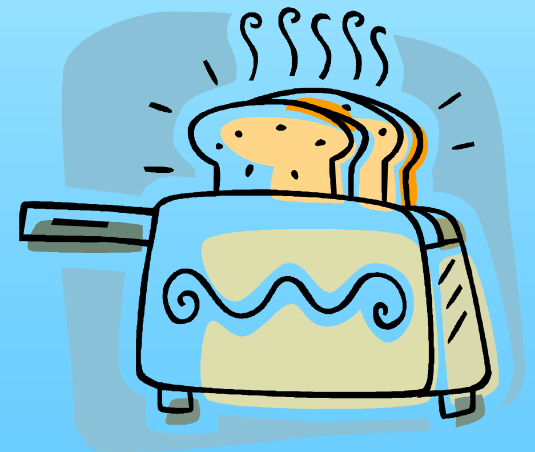
生活訓練施設（援護寮）

福祉ホーム

地域生活支援センター

グループホーム

など



生活訓練施設（援護寮）

生活技術（掃除・洗濯・炊事）

金銭管理・時間の使い方・対人関係
など 共同生活のなかで身につける

利用期限は原則2年

利用定員は20名

福祉ホーム

「住まい」の提供を目的

住む場所の提供 A型

退院後の在宅生活のバックアップ B型

【A型とB型の違い】

A型：定員10名 利用期限は原則2年

B型：定員20名 利用期限は原則5年

延長可能

地域生活支援センター

最も身近な相談機関

当事者のグループ活動

ボランティア活動など

地域活動の拠点となっていることが多い

フリースペース

食事会・入浴サービス

グループホーム

永住型と通過型

1つの家屋やアパートで各々生活

日中はデイケアや小規模作業所へ通所

光熱水費・家賃等の実費負担あり

就労に関する施設

例えば

授産施設

小規模作業所

公共職業安定所（ハローワーク）

障害者職業センター

など

授産施設

通所型と入所型

就職に必要な訓練を行う

福祉的就労を目指す

工賃と利用料

小規模通所授産施設

5年以上作業所として運営した施設を法定化

小規模作業所

「通う場所」であること
収益活動 工賃として支払われる
レクリエーション
憩いの場
多様なニーズに応じた施設

公共職業安定所（ハローワーク）

障害者の職業相談や職業紹介

職業相談員

ジョブカウンセラー

就労援助制度

ハローワークが窓口になっている

障害者職業センター

各都道府県ごとに原則として1ヵ所設置
医療・福祉など関係機関との連携

職業相談・職業評価

職業準備支援事業

ジョブコーチ

職場適応指導

求職支援から就労後のサポートまで行う

自立支援法成立による 施設利用

精神保健福祉法

社会復帰施設

生活訓練施設

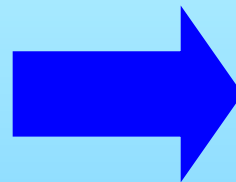
授産施設

福祉ホーム

福祉工場

地域生活支援センター

居宅生活支援事業



自立支援法

介護給付

訓練等給付

地域生活支援事業

サービス利用の流れ

相談

申請調査

審査判定

認定通知

サービス利用計画作成

サービス利用



おわりに

その他にも様々な施設やサービスがあります。

主治医やスタッフにご相談ください。

自分に合った施設を利用しましょう！

ご清聴ありがとうございました。

次回の家族教室は、12月3日（日）です。